

事 務 連 絡
令和5年12月6日

事 業 主 各 位

滋賀労働局労働基準部
健康安全課長
(契 印 省 略)

粉じん作業に係る自主点検の実施について（お願い）

時下、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じんによる健康障害の防止に関しましては、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）が施行された昭和56年以降、これまで9次にわたり、「粉じん障害防止総合対策」を推進してきたところですが、その結果、じん肺新規有所見者の発生数が大幅に減少する等、一定の成果が上がっているものの、じん肺新規有所見者は依然として発生しており、引き続き、粉じんばく露防止対策を推進する必要があります。

また、近年では、第三管理区分の作業場に対する措置の強化やアーク溶接作業等による溶接ヒュームの特定化学物質への指定等、粉じん作業等に係る規制が改正されたところです。

滋賀労働局におきましては、これら状況を踏まえ、令和5年度を初年度とする「第10次粉じん障害防止総合対策5か年推進計画」を策定し、県内の各事業場における粉じん障害防止対策の推進を図っているところですが、各事業場における取組を推進するためには、自事業場の粉じん作業に係る安全衛生管理状況を的確に把握し、必要な対策を講じていただくことが重要です。

この様な観点から、各事業場において粉じん作業に係る自社の安全衛生管理状況について自主点検を行い、問題点を洗い出し、改善いただくとともに、今後の粉じん障害防止対策の推進に資するため、粉じん作業に係る安全衛生管理状況の把握を図ることを目的に、自主点検票を作成いたしました。

つきましては、別添「粉じん作業に係る自主点検」により自主点検を実施いただき、点検結果をご記入いただきました回答票を、令和6年1月12日（金）までに、FAXにより、滋賀労働局労働基準部健康安全課あてご提出いただきますようお願い申し上げます。

担当：滋賀労働局労働基準部
健康安全課
TEL：077-522-6650
FAX：077-522-6625